

後援名義取扱規程

（目的）

第1条

この規程は、一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本会」という。）の後援名義の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象事業）

第2条

本規程は、学会、講演会、展示会、普及啓発活動その他の行事（以下「事業」という。）に対する本会の後援名義の使用について適用する。

（申請資格）

第3条

後援名義の使用を申請することができる者は、本会の社員又は本会の社員の推薦を受けた事業の主催者とする。

（申請手続）

第4条

後援名義の使用を希望する者は、使用開始希望日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 後援名義使用申請書（様式は任意とする。）
 - (2) 事業計画書又は行事開催要項
 - (3) 収支予算書
 - (4) 主催団体の概要資料
 - (5) 主催団体の役員名簿
 - (6) 社員推薦書（申請者が社員でない場合に限る。様式は任意とする。）
- 2 事務局は、審査に必要があると認めるときは、申請者に対し追加資料の提出又は事業に関する説明を求めることができる。

（審査基準）

第5条

事務局は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し、後援名義使用の適否を審査する。

- (1) 事業目的及び事業内容の適切性
- (2) 公益性
- (3) 政治的及び宗教的中立性

- (4) 特定の企業その他の団体への利益誘導の有無
- (5) 本会の信用及び名誉への影響
- (6) その他事務局が必要と認める事項

(承認)

第6条

事務局は、第5条の審査結果を会長に上申しなければならない。

- 2 後援名義使用の承認の可否は、事務局の審査結果に基づき、会長が決定する。
- 3 事務局は、会長による決定後、速やかに申請者へその結果を通知する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、後援名義使用の承認に条件を付することができる。
- 5 前項の条件を付された者は、これを遵守しなければならない。
- 6 事務局は、後援名義使用が承認されたときは、その旨を社員に通知するものとする。

(理事及び監事への意見聴取)

第7条

事務局は、後援名義使用の承認の可否について判断が困難な場合又はその他重要な事案であると認める場合は、会長の決定に先立ち、理事及び監事の意見を聴取することができる。

- 2 前項に規定する事案には、次の各号に掲げるものを含む。
 - (1) 本会の信用又は名誉に影響を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 営利性が強いと認められる場合
 - (3) 特定の企業又は製品若しくはサービスの宣伝に利用されるおそれがある場合
 - (4) 事業内容の公益性又は学術的妥当性について疑義がある場合
 - (5) 過去に類例のない事業である場合
 - (6) 利益相反その他の観点から慎重な判断を要する場合
 - (7) その他事務局が理事及び監事の意見を求める必要があると認める場合

(利益相反)

第8条

申請事業について利害関係を有する社員は、当該事業に係る意見聴取その他の審査手続に関与しないものとする。

(承認の取消し)

第9条

会長は、後援名義使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき

- (2) 承認条件に違反したとき
- (3) 本会の信用又は名誉を毀損したとき
- (4) その他承認を継続することが不適當と認められるとき

(改廃)

第 10 条

本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。